

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例（案）

に対する意見募集について

参 考 資 料

令和4年1月

小金井市子ども家庭部保育課

— 目 次 —

1	改正の概要	1
2	小金井市立保育園条例（改正後の条例案）	3
3	小金井市立保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表.....	1 1
4	新たな保育業務の総合的な見直し方針（案） 【令和4年1月修正版】	1 9

改正の概要

1 改正趣旨

市では、この度、市内の公立保育園5園のうち、施設の老朽化が進む3園（くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園）については、子どもの安全を第一に考え、段階的に定員を縮小した後に廃園するという方針案を策定しました。

方針案の中では、その3園のうちの2園（くりのみ保育園及びさくら保育園）については、在園児童が卒園まで通えるよう、6年間かけて定員を段階的に縮小の後、令和10年3月31日をもって廃園することとしており、この2園の段階的縮小に伴い、「小金井市立保育園条例の一部の改正する条例（案）」について、市民の皆様から広くご意見を募集するものです。

2 段階的に縮小の後に廃園する理由・背景等

市では、平成9年から公立保育園の運営方法等について、協議・検討を重ねてきましたが、以下の理由・背景から対象となる3園については、段階的に定員を縮小した後に廃園するという方針案を策定しました。

- (1) 子どもの安全を第一に考え、園舎老朽化が進む施設に対して今から対応を定めるべきであること。
- (2) 今後人口減少が見込まれる中、待機児童の減少を踏まえ、市内保育定員の適正化を図る必要があること。
- (3) 市全体の更なる保育サービスの拡充や質の維持・向上のため、さらなる予算と人材が必要であること。
- (4) 市役所全体としての職員数の問題、また人件費の問題など、自治体経営という視点において、保育園5園を直営で維持し続けることは難しいこと。
- (5) 公立保育園の施設の建替え及び運営経費については、国や東京都からの財政援助がなく、公費については全額市負担であること。

なお、詳しくは、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【令和4年1月修正版】（P.19～）」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

3 改正内容

- (1) 公立保育園5園中、2園（くりのみ保育園及びさくら保育園）について、令和10年3月31日をもって廃園するものです。

- (2) 2園廃園にあたっては、在園児童が卒園まで通えるよう、6年間かけて段階的に定員を縮小するものです。

年 度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和5年度	0人	14人	18人	24人	24人	24人
令和6年度	0人	0人	18人	24人	24人	24人
令和7年度	0人	0人	0人	24人	24人	24人
令和8年度	0人	0人	0人	0人	24人	24人
令和9年度	0人	0人	0人	0人	0人	24人

注) くりのみ保育園とさくら保育園の定員数は同じなため、1園分の定員の推移(案)を上記に記載しています。

- (3) 今回の改正に合わせて、各園の定員数を合計人数から年齢別人数に規定を変更します。

小金井市立保育園条例（改正後の条例案）

昭和43年4月1日条例第14号

（目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、保育園を設置することを目的とする。

（名称、位置及び定員）

第2条 保育園の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

（入園児童）

第3条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により保育の実施を決定した児童を保育する。

（職員）

第4条 保育園に業務の運営に必要な職員を置く。

（休園日）

第5条 保育園の休園日は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

（開園時間）

第6条 保育園の開園時間は、午前7時から午後6時までとする。

（保育時間）

第7条 保育園の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定者（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前7時から午後6時まで
- (2) 保育短時間認定者（施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時

間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分で保育必要量の認定を受けた者をいう。） 午前8時30分から午後4時30分まで

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員）

2 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第1によるものとする。

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

3 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第2によるものとする。

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

4 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第3によるものとする。

(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

5 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第4によるものとする。

(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)

6 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第5によるものとする。

付則別表第1

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	14人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人

小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	14人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第2

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	18人	24人	24人	24人

小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人
---------------------	------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考

- この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第3

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第4

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0

歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。

3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第5

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市 立くりの み保育園	小金井市東町 三丁目1番1 6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立わかた け保育園	小金井市前原 町三丁目11 番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市 立小金井 保育園	小金井市本町 五丁目6番1 9号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市 立さくら 保育園	小金井市貫井 北町三丁目3 0番6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市 立けやき 保育園	小金井市梶野 町一丁目2番 3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。

2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する

児童をいう。

- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

小金井市立保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例								現行条例			備考
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）			保育園の廃止に伴う定員の変更
名称	位置	0歳定員	1歳定員	2歳定員	3歳定員	4歳定員	5歳定員	名称	位置	定員	
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人	小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	113人	
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人	小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	112人	
小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人	小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	114人	
								小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	113人	
								小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	140人	
備考											
1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、当該児童の出生の日）における年齢が0歳の児童をいう。											
2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。											
3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。											

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 2 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第1によるものとする。
(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 3 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第2によるものとする。
(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 4 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第3によるものとする。
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 5 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第4によるものとする。
(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの保育園の名称、位置及び定員)
- 6 この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における保育園の名称、位置及び定員は、付則別表第5によるものとする。

付則別表第1

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	14人	18人	24人	24人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	14人	18人	24人	24人	24人
小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人

備考

- 1 この表における「0歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日（同日に出生していない児童は、

- 当該児童の出生の日)における年齢が0歳の児童をいう。
- 2 この表における「1歳」、「2歳」、「3歳」及び「4歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢がそれぞれの年齢に該当する児童をいう。
- 3 この表における「5歳」とは、保育園における保育を行う日の属する年度の初日における年齢が5歳以上の児童をいう。

付則別表第2

名称	位置	0歳 定員	1歳 定員	2歳 定員	3歳 定員	4歳 定員	5歳 定員
小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	0人	18人	24人	24人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	0人	18人	24人	24人	24人

小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人
-------------	----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考・・・省略

付則別表第3

名称	位置	0歳定員	1歳定員	2歳定員	3歳定員	4歳定員	5歳定員
小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	0人	0人	24人	24人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	0人	0人	24人	24人	24人

小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人
-------------	----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考・・・省略

付則別表第4

名称	位置	0歳定員	1歳定員	2歳定員	3歳定員	4歳定員	5歳定員
小金井市立くりのみのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	0人	0人	0人	24人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	0人	0人	0人	24人	24人

小金井市立けやき保育園	小金井市梶野町一丁目2番3号	15人	20人	24人	27人	27人	27人
-------------	----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考・・・省略

付則別表第5

名称	位置	0歳定員	1歳定員	2歳定員	3歳定員	4歳定員	5歳定員
小金井市立くりのみ保育園	小金井市東町三丁目1番16号	0人	0人	0人	0人	0人	24人
小金井市立わかたけ保育園	小金井市前原町三丁目11番12号	10人	12人	18人	24人	24人	24人
小金井市立小金井保育園	小金井市本町五丁目6番19号	9人	14人	18人	20人	26人	27人
小金井市立さくら保育園	小金井市貫井北町三丁目30番6号	0人	0人	0人	0人	0人	24人

小金井 市立け やき保 育園	小金井 市梶野 町一丁 目2番 3号	15 人	20 人	24 人	27 人	27 人	27 人		
備考・・・省略									

新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【令和4年1月修正版】

1 現状と課題

(1) これまでの経過

保育業務の総合的な見直しについては、厳しい財政状況の中、小金井市民全体の市民サービスの維持・向上を図るための財源確保の観点から、平成9年9月に策定された「小金井市行財政改革大綱」において、一部の園での看護師の非常勤化や栄養士の各園配置を見直しする考え方とともに、あわせて民間委託や公共的団体等の活用の検討について明記された。

その後、平成16年度の「国の三位一体改革」によって公立保育園に係る運営経費が一般財源化されたことにより、国・都・市の三者が、公立保育園の運営経費を明確に分担する制度がなくなったことによって、公立保育園と民間保育園とで、市が支出すべき財源に大きな差が生じることとなるなど、保育を取り巻く社会経済情勢は更に大きく変化し、また保育行政においても、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年度）、10年ぶりとなる国の保育所保育指針の改定（平成30年4月）、幼児教育・保育の無償化の導入（令和元年10月）など、様々な変化・変遷を経て、現在に至っている。

このような中、本市の保育業務の総合的な見直しに係る現状は、令和4年4月に公立保育園5園中2園を民営化するという方針を持ち、公立保育園運営協議会において、保護者への説明・協議を行うべく協議しているところ、本市においては、保育業務の総合的な見直し（公立保育園民営化）は進めるべき課題であるとの認識の下、あらゆる可能性を排除せず、スケジュール等必要な見直しを行うこととなっている。

その一方で、本市の保育を利用する全ての子どもたちのため、安全かつ安心な保育環境を整えつつ、待機児童の解消、保育サービスの拡充及び保育の質の維持・向上を行っていくためには、全市的な視点での保育施策の見直しが急務となっている。

(2) 小金井市を取り巻く課題

ア 待機児童（保育の量に関する課題）

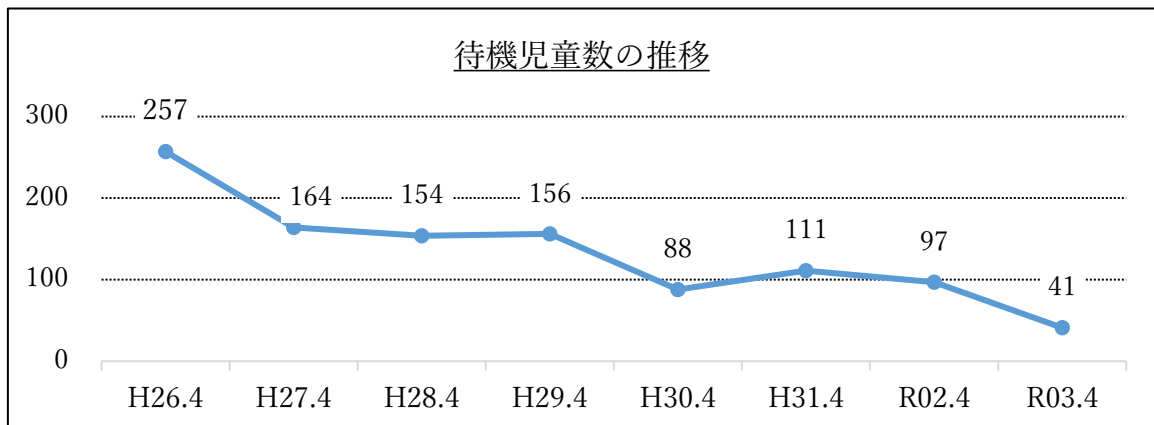
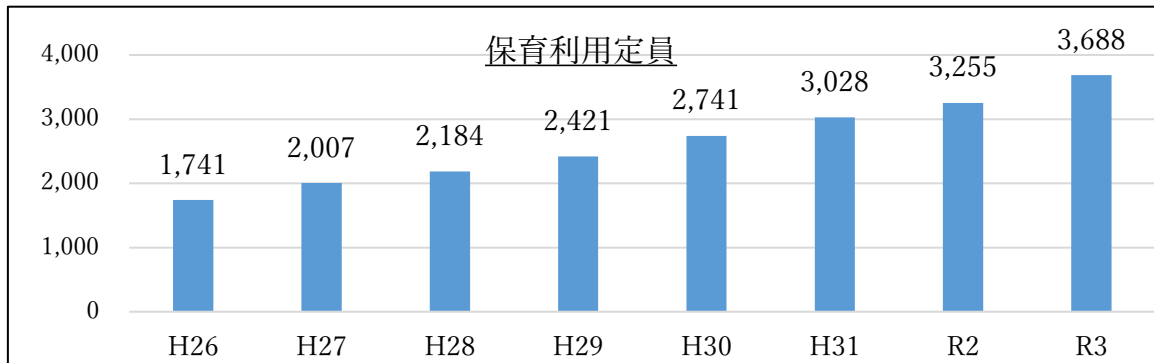
令和3年5月に策定された「人口ビジョン（令和3年（2021年）から令

和42年（2060年）までの期間で推計）」では、年少人口は令和7年をピークにその後は減少に転じることが予測されている。

市はこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、待機児童の解消に向け保育定員（認証保育所を含む。）の拡充に努め、平成26年4月の1,741人から、令和3年4月時点で3,688人となり、定員数は7年間で約2.1倍の拡充を行ったところである。これにより、平成26年4月時点で257人まで増加した待機児童数は、令和3年4月時点で41人まで減少した。

希望するにもかかわらず、入所できない待機児童の解消（特に1歳児対策）は、引き続き課題ではあるものの、この間の未就学児人口、特に0歳児人口が減少傾向にあることや、令和3年4月時点で市内認可保育所及び小規模保育所（特定地域型保育事業）において0歳児に51人の空きが生じたこと、さらに令和4年4月に4園の新規開設（0歳～5歳で計267人の保育定員増）を予定していることから、保育の量に係る課題は解消に向かっているとと言える。

一方、待機児童の減少とともに、市内認可保育所における空き定員数が増加している。待機児童が解消に向かっている他団体においても、希望のアンマッチによって同様の状況が発生しており、保育定員数の安定的な確保の観点や民間保育所の撤退等のリスクを回避するため、保育定員の適正化が新たな課題となってきている。



イ 保育ニーズの多様化

就労形態の多様化等に伴い、延長保育や一時保育、休日保育など、より多様な保育ニーズへの対応が必要となっているほか、特別な配慮及び支援が必要な子ども・家庭への支援など、多様な施策の充実が求められている。

特に近年、保育を行う上で、特別な配慮及び支援が必要な子どもへの支援においては、医療的ケア児と言われる医療行為が必要な子どもへの対応についても見込まれるところであり、より多様化・複合化する保育ニーズへの対応も必要となっている。

市において、これらのニーズに応えるため、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を着実に推進していくことが求められるとともに、「小金井市すこやか保育ビジョン」（令和3年3月。以下「すこやか」という。）にて示した今後取り組むべき保育施策の方向性に係る新たな事業の構築が必要となっている。

ウ 保育の質

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートを皮切りに、企業主導型保育事業の創設や、認可外保育施設も一部対象とされる幼児教育・保育の無償化制度の導入などにより、保育事業の多様化と運営主体の多元化は更に進んでいる。これは待機児童解消のために新規園の開設等を進めてきた本市においても、同様の傾向にある。

また、平成30年4月に国の「保育所保育指針」が10年ぶりに改定され、保育内容の面でも、大きな変化を及ぼすものとなった。

このような中、子どもの最善の利益を最優先とするためには、「保育の質」の維持・向上が必要である。市では、こうした認識の下、令和3年3月に「すこやか」を策定し、「保育の質のガイドライン」の活用をはじめとする今後取り組むべき保育施策の方向性を示したところである。今後は、更なる保育の質の向上に向け、公民で連携した取組が必要となっている。

(3) 市の財政状況と保育園予算

本市の財政状況は、依然として厳しい状況が続いており、今後コロナ禍による市税収入の減少が見込まれる中、市民サービスの向上のために限られた財源をいかに有効かつ有益に活用するかが、引き続き大きな課題と言える。

中でも、公立保育園に係る経費は、国の三位一体改革によって一般財源化されたことにより、実質、民間保育園とは、国や東京都が負担・補助等する額に大き

な差が生じることとなった。本市においては、このような中であっても、公立保育園での保育水準を下げることなく、特別な配慮を必要とする児童の受入れをはじめ、地域の子育て支援などに積極的に取り組むとともに、民間保育園の協力の下、本市の保育水準の向上に努めている。

しかしながら、待機児童解消のための新規園の開設等による施設整備及び運営に係る経費の増や、昨今の保育士不足を解消するための保育士の処遇改善等による扶助費の増など、保育に係る予算は急速に増大しており、さらには、「のびゆくこどもプラン 小金井」の推進のほか「すこやか」で示した「保育の質のガイドライン」の活用と、今後の保育施策の方向性に向けて取り組んでいくためには、更なる財政負担が見込まれる。

(4) 公立保育園における課題

ア 人材確保の課題

待機児童解消のため、ここ10年で全国的に保育園が急増したことに伴い、公立・民間を問わず保育士確保が厳しい状況となっており、その傾向は都市部でより顕著である。かねてから課題となっていた保育士の処遇改善は国や都の施策によって、特に給料面での改善、家賃補助の創設などの処遇改善策が講じられることとなった。しかし、その対象から公立保育園は除外されていること及び民間と地方公務員との人事給与制度の違いにより、地方自治体における保育士等の人材確保は更に厳しい状況となっている。

イ 施設（建物）の課題

公立保育園5園中3園は、築年数が約50年を超えていることから、建物自体の老朽化はもちろんのこと、良好な保育環境を整えるための大前提となる給排水や空調設備等の老朽化も進んでいる。これらの不具合や故障による修繕や取替え工事など、維持管理に係る経費も大きな課題となっており、このまま建物の安全性を確保しつつ現状の建物のままで使用し続けることは、困難な状況である。

市は、公立保育園運営者として、子どもたちの命を守り、安全で安心な保育を続けることはもちろんのこと、良質な保育を実施することは、何よりも優先すべきことであり、公共施設総合管理計画（平成29年3月策定）では、市として公立保育園を建て替える方向性はなく、公共施設個別施設計画（令和3年3月策定）においては、くりのみ保育園は「検討」との記載となっている。

令和4年1月現在

	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
建築年度	S43年	S44年	S58年	S47年	H25年
築年数	54年	53年	39年	50年	8年

また、経費面での課題もある。私立保育園の新設については、今後の待機児童の状況により、その制度が変化していく可能性はあるものの、令和2年度において国及び都の補助制度を活用した場合、市の負担は対象経費の1/16の負担である一方、公立保育園の建て替えについては、国及び都の補助制度がないため、その全てを市単費（一般財源・起債等）から捻出する必要がある。

参考までに、平成25年度に移転・建て替えを行った市立けやき保育園の移転・建て替えに要した経費は、概算で約4.5億円（本園は市立けやき保育園と児童発達支援センターとの合築であり、総工事費は概算で約9.4億円であった。双方の施設の面積比率が「保育園60：センター40」であることと、けやき保育園（140人定員）とくりのみ・さくら保育園（113人定員）を勘案し、按分により算出した。）だったことから、国及び都の補助制度がないまま建て替え事業を行うことは、将来的にも困難と言わざるを得ない。

ウ 運営経費の課題

公立保育園運営に係る経費の課題については、私立保育園の運営費に係る公費（国・都・市の合計）の負担割合が「国1/2・都及び市1/4」であるのに対し、公立保育園の場合は、国及び都からの法定負担がなく、全て市費（市税及び保育料）で賄う必要がある。さらに、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで徴収していた保育料のうち3～5歳児分について公費で賄うこととなったが、その負担割合の考え方は運営費に準じているため、公立保育園分については、全額市負担となり、更なる負担増となっている。

令和2年度決算において、児童一人当たりの費用は公立よりも私立の方が高い状況ではあるが、前述の国及び都の負担の違いにより、公立保育園の市の実負担額は、私立保育園の約1.8倍に相当する。

【令和2年度決算】

区分	児童一人当たり費用	市の負担割合	市の実負担額 (児童一人当たり)
私立保育園	2,216,784円	38.17%	846,120円
公立保育園	1,923,084円	79.87%	1,535,940円

言うまでもなく、運営経費はすなわちランニングコストであり、施設を運営し続ける限り財政負担を回避する術はなく、この点が課題をより深刻化させている理由となっている。

(5) 他自治体の動向

国の三位一体改革（平成16年度）などの社会情勢の変化と少子高齢化の進展とともに、市民ニーズの多様化も進み、それらの市民ニーズに応じていくため、本市をはじめ地方自治体の財政状況は厳しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、他団体においては、行財政改革の取組の1つとして民間委託化や施設の統廃合、民間移譲等が進んでいる。

多摩26市における市立保育園（認可保育所）の状況は、平成8年4月においては、492園中202園（41.1%）が市立保育園であったところ、令和2年4月現在、863園中146園（16.9%）となっており、市立保育園自体の数は減少傾向にある。また、26市中4市が市立保育園を有していない一方で、平成8年4月から今日に至るまで市立保育園の数が変わらないのは26市中本市のみとなっている。

2 新たな見直し方針策定に当たって

市ではこれまで、市民サービスの維持・向上、また保育サービスの拡充を行うため、公立保育園の運営方式の見直し・検討、また調整・協議を行い、これまでに20年以上の年月を費やしてきた。この間、社会経済情勢は大きく変化し、公立保育園に係る特定財源の大幅な減少及び施設の老朽化が表面化する中であっても、安全で安心な保育の実施に努めてきたところである。

そのような中、「すこやか」（保育の質のガイドラインを含む。）の策定や、継続的に取り組んできた保育定員の拡充による待機児童数の大幅な減少など、保育の質の維持・向上及び量の拡充に努め、保育施策の充実に向けての環境が整いつつある。

令和3年3月に策定した「すこやか」は、多様なニーズへの対応及び保育の質の向上を軸に「今後の保育施策の方向性」について示したもので、その策定過程においては、認可保育所の役割に関しても議論があった中で、運営主体に違いはあっても同じ認可保育所という施設であるという面で違いはないことが確認された。そのため、「すこやか」の中では公立保育園も市役所の組織の一部であることを踏まえ、市の役割について、以下のとおり明記することとした。

- ① 保育の実施主体との立場から、必要な保育サービスの量の確保はもとより、子どもの最善の利益を保障するために、率先して市内の保育の質の維持・向上を図ること。
- ② 本ビジョンの実現・推進に向けて、必要な予算の確保や体制の整備等に努めること。
- ③ 本ビジョンについて、社会情勢の変化等も踏まえながら、必要に応じて、見直しを行うこと。
- ④ 市全体の保育の充実及び質の維持・向上に資する新たな施策や事業の実現に積極的に取り組むこと。

市内全域の保育の実施主体である本市は、同時に公立保育園の設置・運営主体であり、公立保育園の現状及び課題に対しては、将来を見据え全市的な視点を踏まえて対応をしていく必要がある、このような背景を踏まえ、保育業務の総合的な見直しに係るあらゆる可能性について検討を重ねてきた。

その中でも、安全安心な保育の実施は、全ての保育施設で大前提となる共通項であり、日々、子どもたちの気持ちに寄り添い、保育を行っている保育士が一斉に変わるという大きな環境の変化を避ける工夫を考慮しながら、新たな方針を決定することが極めて重要である。このため、従来の民営化方針を改め、運営者や保育士が一斉に変わることなく、定員数を段階的に縮小することで、当該公立保育園に通う児童が卒園するまで在園することを保障することができる廃園方式に転換する。

3 新たな見直し方針

(1) 見直し理由

- ア 子どもの安全を第一に考え、園舎老朽化が進む施設に対して今から対応を定めるべきであること。
- イ 今後人口減少が見込まれる中、待機児童の減少を踏まえ、市内保育定員の適正化を図る必要があること。
- ウ 市全体の更なる保育サービスの拡充や質の維持・向上のため、さらなる予算と人材が必要であること。
- エ 公立保育園の施設の建替え及び運営経費については、国や東京都からの財政援助がなく、公費については全額市負担であること。
- オ 市役所全体としての職員数の問題、また人件費の問題など、自治体経営という視点において、保育園5園を直営で維持し続けることは難しいこと。

(2) 対象園

くりのみ保育園、わかたけ保育園及びさくら保育園とする。

(3) 見直し手法

当該園に通う児童の在園を卒園まで保障するため、0歳から順次、月齢（クラス）定員を0人とし、在園児童全員が卒園する年度をもって廃園することとする。

(4) 実施時期

ア くりのみ保育園及びさくら保育園

令和5年4月から0歳児定員を0人とし、その後段階的に定員を縮小し、令和9年度末（令和10年3月31日）をもって段階的縮小を完了するものとする。

イ わかたけ保育園

今後の社会情勢や、2園の段階的縮小の状況及び市内保育ニーズの状況等を踏まえつつ、今後決定することとする。

なお、対象園保護者への説明については、遅くとも段階的縮小開始年度の前々年度から実施するものとする。

(5) 段階的縮小期間の対応（くりのみ保育園及びさくら保育園）

ア 廃園するまでの間に対象2園の園児が転園する際、必要な配慮を行う。

イ 職員体制については、児童定員を踏まえつつ保育に支障がないよう配置する。

ウ 定員を0人としていない月齢（クラス）が定員まで空きが生じている場合は、待機児童数及び市内保育定員の空き状況等を勘案しながら、募集の可否及び募集人数を決定する（特別支援保育枠も同様）。

エ 詳細については、「5 2園の段階的縮小期間の運営に係る基本的な考え方」に基づき、実施する。

(6) 保育サービスの拡充

公立保育園2園の段階的縮小によって職員を集約することにより、「6 保育サービスの拡充について」のとおり、保育サービスの拡充を行う。

なお、現在、既に実施している公立保育園の事業については、原則として縮小しないものとする。

(7) 跡地利用（くりのみ保育園及びさくら保育園）

これまで長い間、小金井の子どもたちのために活用してきたことを踏まえつつ、小金井市の未来のために、より有益な活用ができるよう、今後、将来を見据えて検討していくものとする。

(8) 保育定員の確保に関する考え方

当該3園分に相当する保育定員の確保については、今後の待機児童の状況も十分踏まえながら、必要に応じて私立保育園（認可保育所）の整備又は定員拡充によって補うものとする。

(9) 公立保育園の運営については、小金井保育園及びけやき保育園の2園を維持することを堅持するものとする。

(10) その他必要な事項については、引き続き検討していくこととする。

4 廃園に伴う財政効果試算

廃園に伴う財政効果について、当初の2園民営化後の職員体制等を基本に、以下のとおり試算を行った。

(1) 正規職員数91人（▲27人）の配置（サービス拡充要員を含む。）を基本とする。

(2) 財政効果は、概算で一般財源負担ベースでの比較は以下のとおり

ア ランニングコストのみの比較 ▲3.4億円

イ 10年間の経費（累計）比較 ▲27.1億円（令和4～13年）

※ 廃園後のサービス拡充分（人件費）を含んで比較している。

※ 5園維持（10年間）経費には、築60年を目途にくりのみ保育園及びさくら保育園を建て替える費用（ただし、旧園舎解体・仮園舎建設及び解体・仮園舎用地借用費用を除く。）を算入している。

5 2園の段階的縮小期間の運営に係る基本的な考え方

(1) 対象園

くりのみ保育園及びさくら保育園

(2) 入所児童の募集等及び職員体制

ア 入所児童の募集等及び職員体制については、下表を基本とする。

イ 年度途中の募集の可否は、空きが生じたときに都度決定することとする。

ウ 保育士（正規職員）については、児童定員数に応じて適正な人数を配置するとともに、正規以外の職員についても必要な人数を配置する。（保育士正規職員の配置人数については下表「保育士体制」を参照）

エ 保育士以外の職員（看護師など）の配置人数については、原則として、毎年の児童定員数が減少しても、令和10年3月31日まで変更しない。

区分	定員 (クラス)	募集人数	特別支援保育	保育士体制 (正規職員)
(令和) 5年度	1～5歳 クラス	原則、定員まで 募集する。	空きが出れば募集 する。	15人以上
6年度	2～5歳 クラス	原則、定員まで 募集する。	空きが出れば募集 する。	12人以上
7年度	3～5歳 クラス	原則、定員まで 募集する。	空きが出れば募集 する。	9人以上
8年度	4～5歳 クラス	原則、定員まで 募集する。	原則、空きが出れ ば募集する。	7人以上
9年度	5歳クラス のみ	原則、定員まで 募集する。	原則、空きが出れ ば募集する。	6人以上

(3) 維持管理等

ア 園舎等の維持管理

廃園までの間、安全に保育を行うために必要な修繕等を行う。

イ 給食の提供

給食は、最後まで自園で調理し、提供する。

(4) 在園児童及び保護者への対応

ア 転園申請における入所指数の配慮

令和4年10月入所から令和10年3月入所までの間、くりのみ保育園及びさくら保育園在園児が他園に転園する際には、入所指数の面で配慮を行う。

なお、入所指数については毎年度見直しを行っているため、具体的な内容については、令和4年10月入所申請に間に合うように決定するものとする。

【参考：現時点で予定している配慮内容（案）】

- ① 転園希望「▲10」の適用除外
- ② 同時申請「+1」の適用…転園申請を含む場合、本来適用しない項目であるが、本件のみ適用する。
- ③ 特例申請「+1」の新設…くりのみ保育園及びさくら保育園の在籍児童の転園申請と、未入園の下の子の同時申請に対して、上記①・②に加えさらに加点を行う。

イ 園全体の児童数減少への対応

- ① 園全体の児童数の減少に応じて、保育内容等を工夫しながら、在園児への

影響を最小限にする。

- ② 段階的縮小に伴う子どもへの影響を低減し適切に対応するため、園医及び児童発達支援センターきらりとの連携の下、子ども及び保護者に対する相談・支援等を行う。
- ③ 子どもへの負担にも十分配慮しながら、市内保育園（他園）園児との交流、近隣小学校との交流及び園庭を活用した地域交流を行う。

【交流事業別交流先（予定）】

区 分	くりのみ保育園	さくら保育園
市内保育園（他園）	（民間園含めて調整）	（民間園含めて調整）
近隣小学校	東小学校	本町小学校
地域交流	交流場所や内容とあわせて、今後検討・調整	

- ④ その他、必要な取組については、今後も引き続き検討を行い、できる限り取り入れていく。

(5) 保護者への報告・意見交換等

今後も、段階的縮小期間における対象園の運営及び取組については、該当園または公立保育園運営協議会にて、定期的に説明、報告及び懇談の場を設けることとする。

6 保育サービスの拡充について

公立保育園2園を段階的に縮小することで、保育士等経験ある人材を集約し、公立保育園及び市全体の保育サービスの拡充を行う。

(1) 公立保育園におけるサービス拡充

ア 特別支援保育の拡大【R10～実施】

- ① 募集枠年齢制限（3歳以上）の撤廃
- ② 公立保育園における募集枠の拡大（5園で11人⇒3園で12人）

イ アレルギーのある児童の積極的受入れ及び安全対策の充実【充実】

国及び東京都のマニュアルのほか、既に策定している各種マニュアル（小金井市立保育園食物アレルギー対応マニュアル（安全対策と事故防止）、食物アレルギー対応マニュアル（エピペン編））に基づき、エピペン講習の受講等緊急の際も安全に対応できる体制を確保する。

ウ 入園している要保護児童及び入園児童が要支援家庭の場合の同家庭への支援
【充実】

子ども家庭支援センター等関係機関と連携し、要保護児童及び要支援家庭に対し、必要かつ適切な支援を行う。

エ 地域子育て支援機能の充実【R 8～試行実施】

小金井保育園及びけやき保育園に資格職（保育士）を配置し、園庭開放・子育て相談等、地域子育て支援に関する事業の充実を図る。

また、民間保育所等との連携・交流促進のため、保育課に配置する（仮称）巡回保育支援チーム等と連携を図る。

(2) （仮称）巡回保育支援チームの設置【R 7～試行実施】

ア 民間保育所等との連携・交流促進

市内保育所間の交流及び連携を図るとともに、もって市内全体の保育の質の維持向上を図るため、保育課に（仮称）巡回保育支援チームを設置する。

① 対象園 市内認可保育所、小規模保育所、認可外保育施設など

② 主な業務

○ 施設の基準上、職員数が少ない施設及び開設間もない保育施設を中心に、巡回を行い、保育内容その他の相談・支援を行う。

○ 市内認可保育所間の連携・交流のための各種取組を行う。

○ 保育の質のガイドラインの周知・普及及び活用に係る取組を行う。

○ 公立保育園に配置する地域子育て支援等を担当する保育士と連携し、地域子育て支援の充実を図る。

○ その他、対象園の求めに応じて、適宜、各種支援を行う。

③ 職員体制 保育士等3～5人（予定）

イ 地域子育て支援の連携・充実

地域子育て支援機能の充実のため、小金井保育園及びけやき保育園に配置する保育士と連携しながら、市内保育所等との連携・交流及び支援を行う。

(3) 保育の質のガイドラインの普及・活用促進【段階的に実施】

認可保育所をはじめ、市内のあらゆる保育現場において保育者の一人一人が、「保育の質のガイドライン」を保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みと理解し、各保育施設の職員間で共有・活用することで、日々の保育における質の向上を図る。

そのために、必要となる各種取組については、以下の3点を軸に、（仮称）巡回保育支援チームと小金井保育園及びけやき保育園に配置した保育士とが連携しながら推進していく。

ア 保育園及び保育者への周知・啓発

各施設への配布または情報提供に加え、市ホームページにて、ガイドラインの公表・動画配信（ガイドラインの紹介など）を行う。

イ 保育園及び保育者の活用促進

市ホームページにて、ガイドラインの活用事例等の動画配信や研修会の開催等により、ツールとしての活用の促進を図る。

ウ 保護者・市民への周知・啓発

市ホームページでの公表のほか、保護者・市民向けの媒体について今後、検討・作成する。

(別表)

保育サービスの拡充概要 (案)

No.	概 要	公立保育園			保育課
		わかたけ	小金井	けやき	
1	特別支援保育の拡大【R10～】 ① 募集枠年齢制限（3歳以上）の撤廃 ② 公立保育園における募集枠の拡大 (11人⇒12人)	①	①・②	①・②	—
2	アレルギーのある児童の積極的受入れ及び安全対策の充実【充実】	○	○	○	—
3	入園している要保護児童及び入園児童が要支援家庭の場合の同家庭への支援【充実】	○	○	○	—
4	地域子育て支援機能の充実【R8～試行実施】 小金井保育園及びけやき保育園に資格職（保育士）を配置し、園庭開放・子育て相談等、地域子育て支援に関する事業の充実を図る。	—	○	○	—
5	(仮称) 巡回保育支援チームの設置【R7～試行実施】 ① 保育課に（仮称）巡回保育支援チーム（保育士等資格職）を設置し、保育面での連携・交流と巡回支援等を行う。 ② 地域子育て支援機能の充実のため、小金井保育園及びけやき保育園に配置する保育士と連携しながら、市内保育所等との連携・交流及び支援を行う。	—	○	○	◎
6	保育の質のガイドラインの普及・活用促進【段階的に実施】 ① 保育園及び保育者への周知・啓発 ② 保育園及び保育者の活用促進 ③ 保護者・市民への周知・啓発	○	○	○	◎

(参考資料)

保育業務の総合的な見直しに係る方針変更 従前従後比較

区 分		変 更 前	変 更 後
1 手 法		民営化（民間移譲）	段階的縮小（廃園）
2 所要期間		最短2年 (事業者選定1年+引継ぎ1年)	6年 (段階的に定員を縮小)
3 対象園数		3園	同 左
4 対 象 園		くりのみ保育園、わかたけ 保育園、さくら保育園	同 左
5 実施(完了) 時期(*1)	くりのみ ・さくら	令和4年4月から民営化	令和9年度末(令和10年 3月31日)で廃園
	わかたけ	今後、検討・協議	同 左
6 2園実施後の職員数 (*1)		(正規) 118人⇒91人 (保73・看4・栄4・給10=91)	同 左 (ただし、退職による補正有り。)
7 財政効果 (*1*2)	ランニング コ ス ト	▲1.5億円	▲3.4億円
	10年間	▲18.7億円	▲27.1億円
8 サービス拡充		① 障がい児保育の拡大及 びアレルギーのある児童 に対する対応 ② 入園している要保護児 童及び入園児童が要支援 家庭の場合の同家庭への 対応 ③ 民間保育所等に対する 対応 ④ 地域子育て支援機能の 充実	同左を基本とする。

注) *1 : 令和3年10月1日現在の積算である。

*2 : 「変更前」の財政効果については、職員人件費単価等の基礎数値が現状と異なるため、最新の情報にて再計算しているため、当時示した額とは異なる。